

1

令和2年第3回

多治見市議会定例会議案

令和2年5月29日

目 次

議第63号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するについて …	1
議第64号	多治見市是正請求手続条例及び多治見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するについて ……	3
議第65号	多治見市共栄地区住民福祉事業基金条例の一部を改正するについて …	5
議第66号	多治見市税条例の一部を改正するについて ……	6
議第67号	多治見市税条例の一部を改正するについて ……	12
議第68号	多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて ……	14
議第69号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて ……	15
議第70号	多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正するについて ……	16
議第71号	多治見市介護保険条例の一部を改正するについて ……	18
議第72号	多治見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するについて ……	19
議第73号	多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するについて ……	20
報第7号	令和元年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について ……	21
報第8号	令和元年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について …	23
報第9号	令和元年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について …	27
報第10号	令和元年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について ……	29
報第11号	令和元年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について …	31
報第12号	令和元年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について …	33
議第75号	多治見市農業委員会委員の任命について ……	35

議第63号

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を制定するについて

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の多治見市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等は、当該市長等の損害賠償責任のうち当該損害賠償責任を負う額から次条に規定する額を控除して得た額については、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、これを賠償する責任を免れるものとする。

(法第243条の2第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2第1項に基づき条例で定める額は、同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条の2に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区

分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2

(4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

1 この条例は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例の規定は、市長等の施行日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議第64号

多治見市是正請求手続条例及び多治見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するについて

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）及び多治見市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第52号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市是正請求手続条例及び多治見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

（多治見市是正請求手続条例の一部改正）

第1条 多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項ただし書中「(当該交付を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合にあっては、写し又は書面の作成によってするとしたならば、当該写し又は書面の作成に要する費用)」を削る。

第36条第4項ただし書中「(当該交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合にあっては、写し又は書面の作成によってするとしたならば、当該写し又は書面の作成に要する費用)」を削る。

（多治見市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第2条 多治見市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項」を「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項」に改める。

第10条ただし書中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に、「同項」を「同法第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第65号

多治見市共栄地区住民福祉事業基金条例の一部を改正するについて

多治見市共栄地区住民福祉事業基金条例（平成23年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市共栄地区住民福祉事業基金条例の一部を改正する条例

多治見市共栄地区住民福祉事業基金条例（平成23年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高田町長湫1番」を「高田町長湫1番1、同1番2、同1番3、同1番4」に、「同6番」を「同6番1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第66号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市税条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第36条の3中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第41条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第84条の5の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第84条の6 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- （1） 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- （2） 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第85条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第104条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第104条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第4条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第16条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第16条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 多治見市税条例の一部を次のように改正する。

第21条中「第321条の8第22項及び第23項の申告に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第22条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第26条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第34条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第34条第2項の表の第1

号」を「同号」に、「第55条第10項から第12項まで」を「第55条第9項から第16項まで」に改める。

第34条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第55条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同

条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第57条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第59条第4項から第6項までを削る。

第104条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条の2第2項及び第4条の3第1項中「及び第4項」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第1条中多治見市税条例第104条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- （2） 第1条中多治見市税条例第27条第1項第2号、第36条の3及び第41条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第4条の2及び第4条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- （3） 第2条中多治見市税条例第104条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- （4） 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中多治見市税条例附則第16条第1項及び第16条の2第3項の改正規定
土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号
に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の多治見市税条例（以下「新条例」という。）附
則第4条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する
延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例
による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第27条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第36条の3及び第41条
の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令
和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第41条の2第1項
の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地
震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法
律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1
項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）
又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第26条第1項第1号に掲げる
者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の多治見市税条例の規定中法人
の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4
号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律
（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定
に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において
「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項にお
いて「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2
第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日
前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行
日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した

連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第84条の6の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議第67号

多治見市税条例の一部を改正するについて

多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市税条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市税条例（昭和25年告示第45号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第9条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第14条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第22条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 多治見市税条例の一部を次のように改正する。

附則第9条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第9条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するた

めの国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第38条の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議第68号

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 多治見市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第15項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

議第69号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表8の項を削り、同表8の2の項を同表8の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第70号

多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正
するについて

多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を次のように改正
するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条
例

(多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第5
号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、母子・父子家庭」を削る。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削る。

第4条各号列記以外の部分中「(デイサービスセンターを除く。)」を削り、同条
中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第9条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

(多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 多治見市サンホーム滝呂の設置及び管理に関する条例(平成8年条例第3号)
の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

第4条中「(滝呂デイサービスセンターを除く。)」を削る。

(多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市ふれあいセンター姫の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第

2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

第4条中「(南姫デイサービスセンターを除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例第3条第5号を削る改正規定及び同条例第4条各号列記以外の部分の改正規定並びに第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

議第71号

多治見市介護保険条例の一部を改正するについて

多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市介護保険条例の一部を改正する条例

多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「26,770円」を「21,420円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「26,770円」を「21,420円」に、「41,050円」を「35,700円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「26,770円」を「21,420円」に、「51,760円」を「49,980円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第7条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第72号

多治見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するについて

多治見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

多治見市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に伴う市において行う事務）

第6条 市は、第2条に規定する事務のほか、広域連合条例附則第15条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第73号

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正するについて

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年
条例第6号）の一部を次のように改正するものとする。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年
条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

報第7号

令和元年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和元年度多治見市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市一般会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越繰越額	計				繰越金	特定財源 国県支出金	地方債
2	徴 税 費	土地評価資料更新業務	47,088,000	11,411,000	880	11,411,880	11,410,200	1,680	1,680			
10	教 育 費	小泉小学校建替事業 (補助対象経費分)	3,066,820,000	1,035,177,000		1,035,177,000	913,100,000	122,077,000	28,997,000	93,080,000		
10	学 校 給 食 費	(仮称)食育センター建設 事業	2,680,926,000	1,342,745,000		1,342,745,000	64,432,552	1,278,312,448	203,228,448	89,384,000	985,700,000	
		合 計	5,794,834,000	2,389,333,000	880	2,389,333,880	988,942,752	1,400,391,128	232,227,128	182,464,000	985,700,000	

報第8号

令和元年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和元年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
2	総務費	1 総務管理費 (普通財産に係る弁護士費用)	1,230,000	1,017,200					1,017,200
3	民生費	1 社会福祉費 (ブレミアム付商品券換金事務)	45,000,000	25,049,000	20,039,200	5,009,800			
6	農林水産業費	1 農業費 (畜産・酪農収益強化施設等対策事業補助金)	369,105,000	369,105,000		369,105,000			
6	農林水産業費	2 林業費 (保健保安林整備工事)	30,397,000	2,530,000					2,530,000
6	農林水産業費	2 林業費 (林業施設整備工事)	2,000,000	2,000,000					2,000,000
8	土木費	2 道路橋りょう費 (道路改良事業費(単独)) (小泉小学校北歩道整備工事等)	68,028,000	41,589,200					41,589,200
8	土木費	2 道路橋りょう費 (自歩道分離整備改良事業費) (養正地区自歩道整備工事)	10,000,000	10,000,000					10,000,000
8	土木費	2 道路橋りょう費 (バリアフリー化改良事業費) (精華地区バリアフリー工事)	4,000,000	4,000,000					4,000,000
8	土木費	2 道路橋りょう費 (大藪町交差点改良事業(ラウンドアバウト)費)	50,000,000	38,600,000		18,067,050	14,300,000		6,232,950
8	土木費	3 河川費 (浸水対策事業費) (平和町8丁目内旧河川廃川工事)	23,249,000	14,349,000					14,349,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入特定財源	未収入特定財源				その他
						国県支出金	地方債			
8	土木費	4 都市計画費	1,164,088,000	908,082,000		581,884,000	280,000,000		46,198,000	
8	土木費	4 都市計画費	8,000,000	6,798,000		3,000,000	3,000,000		798,000	
8	土木費	5 住宅費	13,733,000	13,733,000					13,733,000	
10	教育費	2 小学校費	286,050,000	286,050,000		96,302,000	189,300,000		448,000	
10	教育費	2 小学校費	266,752,000	266,752,000		75,952,000	149,600,000		41,200,000	
10	教育費	2 小学校費	55,500,000	55,500,000		9,738,000	15,300,000		30,462,000	
10	教育費	2 小学校費	284,414,000	21,648,000					21,648,000	
10	教育費	3 中学校費	53,300,000	53,300,000		17,943,000	35,200,000		157,000	
10	教育費	3 中学校費	74,000,000	74,000,000		14,642,000	23,000,000		36,358,000	
10	教育費	3 中学校費	167,650,000	12,989,000					12,989,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	教育費	精華公民館機能取上げ事業費 (昇)	16,000,000	15,999,500		12,700,000		3,299,500	
11	災害復旧費	公園施設災害復旧工事費 (喜多緑地災害復旧工事)	10,000,000	6,200,000				6,200,000	
	合	計	3,002,496,000	2,229,290,900	20,039,200	722,400,000	1,191,642,850	295,208,850	

報第9号

令和元年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、令和元年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
3	民生費	1 社会福祉費 過年度返還金(施設整備費) (認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の財産処分に伴う国庫補助金返還)			5,066,000	5,066,000				5,066,000	財産処分の進捗を岐阜県に提出済みであるが(令和元年11月27日)、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して、厚生労働省及び岐阜県の事務が遅延しており、国庫補助金返還額の確定が年度内には通知されないため
9	消防費	1 消防費 消防施設整備費 (消防本部トイレ改修工事)	15,583,700	15,583,700		15,583,700				15,583,700	新型コロナウイルス感染症の影響に起因して、洗浄便座の納品が遅れ年度内に履行できないため
	合	計	15,583,700	15,583,700	5,066,000	20,649,700				20,649,700	

報第10号

令和元年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和元年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計					国県支出金	特定財源 地方債	その他
1	5	日常生活圏域ニーズ調 査等及び高齢者保健福 祉計画策定業務 費	9,150,000	3,850,000		3,850,000	3,484,800	365,200	365,200				
		合 計	9,150,000	3,850,000		3,850,000	3,484,800	365,200	365,200				

報第11号

令和元年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和元年度多治見市水道事業会計継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額 に係る財源内訳		翌年度繰越額 に要するた な卸資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度 繰越額	計				国庫補助金	損益勘定 留保資金	
資本的 支出	建設改 良費	滝呂台配水池 更新事業 (建設工事)	330,000,000	150,000,000	0	150,000,000	77,635,800	72,364,200	72,364,200	0	72,364,200	0

報第12号

令和元年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和元年度多治見市下水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

令和元年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	下水道事業債	その他			
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に伴う管渠埋設工事(梅平地区)	25,781,800	0	25,781,800	8,650,000	15,700,000	1,431,800	0	0	他の占用者との工事時期及び占用箇所の調整に不測の日数を要したため
資本的支出	建設改良費	ローカルシソーケンサ更新工事	83,600,000	0	83,600,000	41,800,000	37,600,000	4,200,000	0	0	制御盤の更新にあたり、現ソフトウェアとの調整に不測の日数を要したため

議第75号

多治見市農業委員会委員の任命について

次の者を多治見市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年5月29日提出

多治見市長 古川 雅典

住 所	氏 名	生年月日	備考	
***** **	梶田 達行	*****	新任	任期は、 令和5年 7月19日 まで
***** ***	玉木 芳幸	*****	新任	
*****	長江 あさみ	*****	新任	
***** **	加納 洋一	*****	新任	
***** **	市原 勝美	*****	新任	
***** ****	日比野 敏夫	*****	再任	
***** *	山内 晃三	*****	新任	
***** **	河地 友次	*****	新任	

***** *	久野 孝好	*****	新任
***** **	若尾 茂	*****	再任
***** **	富田 良一	*****	新任
***** **	若尾 武彦	*****	新任
***** **	坂崎 寛治	*****	再任
*****	鈴木 隆	*****	新任
***** ***	伊藤 明石	*****	再任
***** *****	右高 一朋	*****	新任
***** **	東 一二美	*****	再任

提案理由

本市農業委員会委員の任期が、令和2年7月19日に満了するため、上記の者を任命する。